

会員各位

協同組合 近畿整骨師会
理事長 田村公伸
保険部長 川本大作

－ 保険部連絡 －

柔道整復師法 第24条 第1項 第4号に係わる改正について

平素は本会運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。

柔道整復師法 第24条は【広告の制限】についての規定を謳った条文であることはご了知と存じます。

このたび平成28年 6月29日付けにて『柔道整復師法 第24条第1項第4号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項(平成11年厚生省告示第70号)の一部改正』が通知されましたのでご連絡を申し上げます。

－ 記 －

| <p>柔道整復師法 第24条 (広告の制限)</p> <p>柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。</p> <p>一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所</p> <p>二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項</p> <p>三 施術日又は施術時間</p> <p>四 その他厚生労働大臣が指定する事項(※1)</p> | |
|--|--|
| <p>※1【その他厚生労働大臣が指定する事項】</p> <p>柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項 (平成11年3月29日厚生省告示第70号)</p> | |
| 新告示 | 旧告示 |
| <p>1 ほねつぎ(又は接骨)</p> <p>2 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨</p> <p>3 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)</p> <p>4 予約に基づく施術の実施</p> <p>5 休日又は夜間における施術の実施</p> <p>6 出張による施術の実施</p> <p>7 駐車設備に関する事項</p> | <p>1 ほねつぎ(又は接骨)</p> <p>2 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)</p> <p>3 予約に基づく施術の実施</p> <p>4 休日又は夜間における施術の実施</p> <p>5 出張による施術の実施</p> <p>6 駐車設備に関する事項</p> |
| <p>～ご参考～</p> <p>柔道整復師法 第19条 (施術所の届出)</p> <p>施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。(後略)</p> | |

消費者が柔道整復施術を受診する際の施術所選択時に、当該施術所が法に基づく届出を行っているかを見分けることが困難であることから今回の一部改正に至り、『法に基づいた届出をしている施術所である』旨の広告が可能となりましたので、集客素因として標榜いただければと存じます。

柔道整復師法により認可されている広告は新告示に掲載した項目のみですので、法律に則ったご対応を心掛けていただきますよう、また予てより周知してまいりましたとおり、告示された項目以外の広告により、厚生労働省(近畿厚生局)等からの改善指導等をも等閑される場合に下される際の処分に対し、本会において救済措置は考慮いたしかねますのでお含み置きくださいますよう、よろしくお願いたします。

以上